



### 1. 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者（法人）の名称	株式会社一真
主たる事務所の所在地	大阪府八尾市八尾木北 3-340 リープハーベン 506
代表者氏名	代表取締役 安山 賢一
設立年月日	2026年3月6日
電話番号等	電話) 072-920-4125 FAX) 072-920-4126

### 2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

ご利用事業所の名称	樑訪問看護ステーション
サービスの種類	訪問看護
事業所の所在地	大阪府八尾市八尾木北 3-340 リープハーベン 506
電話番号等	電話) 072-920-4125 FAX) 072-920-4126
事業所番号	2765591082
管理者の氏名	笠本 眞樹子
通常の事業の実施地域	八尾市、東大阪市(一部)、柏原市(一部)、大阪市平野区(一部)など

### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

### 4. 提供するサービスの内容

訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、看護師等その他省令で定める者が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うこと、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

## 5. 営業日時

営業日	日 月 火 水 木 金 土 年中無休 ※年末年始、祝日、お盆も含めて通常営業
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 17 時 30 分まで サービス提供時間は 24 時間対応、年中無休

## 6. 事業所の職員体制

(令和 8 年 6 月 1 日付)

職種	人員 従業者の職種 勤務の形態・人数
管理者	笠本 眞樹子
看護師	常勤：3 名 (※内 1 名管理者兼務)
理学療法士	常勤：1 名

## 7. サービス提供にあたって

- ① 主治医からの指示（訪問看護指示書）に基づき、サービス提供を開始します。
- ② サービス提供に先立って、マイナ保険証、資格確認または介護保険被保険者証に記載された内容、その他公的な保険証等を確認させていただきます。被保険者証の記載内容に変更があった場合は速やかにお知らせください。
- ③ 主治医の指示ならびに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者及びその家族の意向を踏まえて「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は利用者またはその家族にご説明いたします。
- ④ サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は利用者の心身の状況や意向の変化により、必要に応じて変更することがあります。
- ⑤ 理学療法士等が行う訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものであることから、看護職員の代わりにさせる訪問です。よって、理学療法士等が訪問看護を提供している利用者については、訪問看護サービス開始時や利用者の状態変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態等に追えっ適切に把握・評価したうえで訪問看護計画ならびに訪問看護報告書を作成します。
- ⑥ 理学療法士等が訪問看護を提供する利用者において、利用者の状況や実施した看護（看護業務の一環としてのリハビリテーション含む）の情報を看護職員と理学療法士等が共有するとともに、訪問看護計画書ならびに訪問看護報告書について、看護職員と理学療法士等が連携し、作成します。

## 8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は別紙のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額です。ただし、医療保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

### (1) 支払い方法

原則、口座引き落とし（別紙：預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書）でのお支払いとなります。必要に応じて適宜手集金での対応も可能です。

### (2) その他費用

交通費の有無	なし（※サービス内容により、やむを得ない場合は利用者の実費負担）
キャンセル料	なし

※訪問看護指示書等の文書作成料が、別途主治医の属する保険医療機関から請求されます。

## 9. 人権擁護・虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 笠本 眞樹子
-------------	------------

② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

③ 虐待防止のための指針の整備をしています。

④ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親

族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 10. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関わる秘密の保護について	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。</p>
	<p>② 事業者及び事業者の使用する者（異化、「従業者」）はサービス提供をするうえで知りえた利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p>
	<p>③ この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。</p>
	<p>④ 事業者は、従業者に、業務上知りえた利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との書面にて締結します。</p>
個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p>
	<p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、管理者の注意を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p>
	<p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要になる場合は利用者の負担となります）</p>

## 11. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に関わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	あんしん総合保険制度 訪問看護事業者賠償責任保険
補償の概要	ステーション賠償責任保険

## 12. 相談窓口、苦情対応

①相談・苦情に対する常設の窓口として、「相談・苦情に関わる担当者」が対応させていただきます。また、担当者が不在の際は他の職員からすぐに相談・苦情に関する担当者に連絡する体制を整えています。

②相談・苦情の内容により、必要に応じて主治医または介護支援専門員等と連携を取り、利用者宅へお伺いし、お話を傾聴します。具体的な対応策・再発防止策に取り組み、その記録を保管し情報共有に努めます。

④ 相談または苦情により、利用者及び家族に不利益が生じないことをお約束します。

<p>【事業者の窓口】</p> <p>楳訪問看護ステーション</p> <p>管理者 笠本 眞樹子</p>	<p>所在地 八尾市八尾木北 3-340</p> <p>リープハーベン 506</p> <p>電話 072-920-4125</p> <p>Fax 072-920-4126</p> <p>受付時間 8:30~17:30</p>
<p>【八尾市の窓口】</p> <p>八尾市役所 地域福祉部</p> <p>高齢介護課</p>	<p>所在地 八尾市本町 1-1-1</p> <p>電話 072-924-9360</p> <p>FAX 072-924-1005</p> <p>受付時間 平日 8:45~17:15(土日祝は休み)</p>
<p>【柏原市の窓口】</p> <p>柏原市 健康福祉部</p> <p>高齢介護課</p>	<p>所在地 大阪府柏原市安堂町 1-55</p> <p>電話 072-927-1571</p> <p>FAX 072-970-3081</p> <p>受付時間 平日 8:45~17:15(土日祝は休み)</p>
<p>【東大阪市の窓口】</p> <p>東大阪市 福祉部</p> <p>高齢介護室 高齢介護課</p>	<p>所在地 大阪府東大阪市荒本北 1-1-1</p> <p>電話 06-4309-3185</p> <p>FAX 06-4309-3814</p> <p>受付時間 平日 9:00~17:30(土日祝は休み)</p>

<p>【大阪市平野区の窓口】</p> <p>大阪市平野区役所 保健福祉課介護保険グループ</p>	<p>所在地 大阪府大阪市平野区背戸口 3-8-19</p> <p>電話 06-4302-9859</p> <p>FAX 06-4302-9943</p> <p>受付時間 平日 9:00~17:30(土日祝は休み)</p>
<p>大阪府国民健康保険団体連合会</p>	<p>所在地 大阪市中央区常磐町 1-3-8 中央大通り FN ビル</p> <p>電話 06-6949-5418</p> <p>受付時間 平日 9:00~17:00</p>

### 13. 身分証携行義務

訪問看護職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

### 14. 記録の整備

指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する記録を整備し、サービス提供を開始した日から5年間保存します。

### 15. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者・介護支援専門員に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的  
に実施します。

## 16. 業務継続計画の策定等について

①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提  
供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため  
の計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講  
じます。

②従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓  
練を定期的実施します。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を  
行います。

## 17. ハラスメント対策

より良いサービス提供と適切な労働環境を実現するために、職場及びサービス  
提供現場におけるハラスメントを防止するという目的に、ハラスメント相談窓  
口を設置し、定期的に研修およびハラスメント対策委員会を開催しています。

ハラスメントとは優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相  
当な範囲を超えたものによる、利用者の生活環境または労働者の就業環境が害  
される行為であり、下記のようなものを指します。

① 身体的暴力（回避したため、危害を免れたケースを含む）

例：物を投げられる、叩かれる、蹴られる

② 精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為）

例：大声を出す、理不尽な要求をする

③ セクシャルハラスメント（性的な誘い掛け、好意的態度の要求、性的嫌がらせ行為など）

※身体接触を伴わない言動であってもハラスメントに当たる場合は厳格に対  
処いたします

④その他、ハラスメントに当たると判断されるもの

例：合理的な理由の無い金銭保証の要求や謝罪の要求

許可のない社員や施設の撮影、SNS やインターネット上での誹謗中傷

電話や滞在要求など、頻回で長時間にわたる時間的拘束

※上記のような行為が確認された場合は、迅速にハラスメント委員会を開催し、サービス提供を終了とさせていただく可能性がございます。（内容によっては、即時契約終了とさせていただく場合がございます。）

また、悪質と判断した場合は、警察や弁護士と相談の上で然るべき退所を実行いたします。

重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の年月日	令和	年	月	日
---------------	----	---	---	---

上記の内容について、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪府条例第 115 号）」第 10 条の規定に基づき、利用者説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府八尾市八尾木北 3-340 リープハーベン 506
	法人名	株式会社一真
	代表者名	安山 賢一 (印省略)
	事業所名	樺訪問看護ステーション
	説明者氏名	(印省略)

以上の内容について、説明を事業者から確かに受けました。  
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

（利用者）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_（続柄： \_\_\_\_\_）

利用者は、身体の状態などにより署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、  
私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

（代理署名者）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_（続柄： \_\_\_\_\_）

説明者 \_\_\_\_\_ 印省略